

総論

経済連携協定に向けた 規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ	397
2. 世界における経済連携の動向	398
(1) 世界全体の概観	398
(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向	399
①米州	399
②欧州	403
③アジア太平洋地域	404
(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携	408
①環太平洋パートナーシップ (TPP: Trans-Pacific Partnership)	408
②東アジア地域包括的経済連携 (RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership)	408
③アジア太平洋経済協力 (APEC)	409
3. 我が国における経済連携の取組	411
(1) 背景	412
(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について	412
①日シンガポール EPA	413
②日メキシコ EPA	413
③日マレーシア EPA	413
④日チリ EPA	413
⑤日タイ EPA	413
⑥日インドネシア EPA	413
⑦日ブルネイ EPA	414
⑧日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定	414
⑨日フィリピン EPA	414
⑩日スイス SEPA	414
⑪日ベトナム EPA	414
⑫日インド EPA	415
⑬日ペルーEPA	415
⑭日豪 EPA	415
⑮日モンゴル EPA	415

⑩環太平洋パートナーシップ (TPP) (署名済)	415
⑪環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (署名済)	416
(3) 我が国が交渉中の EPA/FTA について	416
① 日 EU・EPA (交渉妥結)	416
② 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉中)	416
③ 日中韓 FTA (交渉中)	417
④ その他の我が国の EPA/FTA 交渉	417

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTA の数は増加し続けている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA (FTA や関税同盟等) は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、400 を超える RTA が通報されており、2017 年 12 月 15 日時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 453 件に上る¹。また、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定した国際投資協定 (IIA)² の締結数も世界的に増えている。我が国は、2018 年 3 月現在、17 か国との間で 15 の EPA/FTA を、29 の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効している。

EPA/FTA 急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。関税同盟である EU という巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA (北米自由貿易協定) や AFTA (ASEAN 自由貿易地域) の成立を促した。また、関税同盟や EPA/FTA の成立は、締約国間の貿易が活発化することによって相対的な貿易障壁が上がり、不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA 加盟国と関税同盟・EPA/FTA 等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいては、ASEAN 域内での FTA (AFTA) が 1993 年に発効した後、「ASEAN+1」の FTA 網が形成され、2010 年 1 月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドと ASEAN との FTA (物品分野) が発効した。

(EPA/FTA を巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照)。

EPA/FTA は、特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO 体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT 及び GATS において、物品・サービスに関する地域貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている (第 II 部第 16 章「地域統合」参照)。

しかしながら、WTO におけるマルチ (多国間) の通商政策への取組と、二国間又は多国間の EPA/FTA の取組とは、相互に補完しうるものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取組や、

アジア太平洋地域で APEC (アジア太平洋経済協力) において進められている地域協力の取組は、WTO の多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTO のラウンド交渉と比較して、EPA/FTA では、関税やサービスの自由化のみならず、WTO がカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルール、協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

具体的な EPA/FTA の締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

- i) 貿易障壁の削減に伴い、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行しより多くの種類の財・サービスが市場に供給されるようになる。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTO においてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTO での同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のような EPA/FTA のメリットは、他国に先んじて EPA/FTA を締結することによって得ることができるが、他方、第三国間で EPA/FTA が締結されることになれば、先に述べた相対的な貿易障壁の上昇により、EPA/FTA を締結していない国やその企業はこれらのメリットから除外されることになる。したがって、WTO 体制を支え、かつ、EPA/FTA のメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第 I 部、第 II 部では、WTO 協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、

¹ WTO ウェブサイトより http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

なお、ここでいう RTA の数は、WTO への通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含む RTA を 2 つの RTA としてカウントしたもののだが、当該 RTA を 1 つの RTA と数えた場合、2017 年 12 月 15 日時点での発効済 RTA は 279 件となる。

² 国際投資協定の中でも、二国間の投資協定は BIT (Bilateral Investment Treaty) と呼ばれる。

世界的に急増する EPA/FTA や投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体の WTO 協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点もふまえ、第 III 部においては、日本が

締結した EPA/FTA 及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結された EPA/FTA や投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

2. 世界における経済連携の動向

(1) 世界全体の概観³

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EU の域内市場統合計画による単一市場の形成（1992 年）、NAFTA 発足（1994 年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTO シアトル閣僚会議の決裂（1999 年）は、WTO における多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間での EPA/FTA 締結を世界的な潮流として、更に加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、EPA/FTA に関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の FTA の要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含む EPA を我が国が結んできたのはその一例）。

近年の EPA/FTA の第二の特徴としては、「地域統合」型の EPA/FTA や広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTO のカンクン閣僚会議決裂（2003 年 9 月）後の米州における「地域統合型」の EPA/FTA の進捗は特に著しく、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が 2003 年 12 月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、

米国と中米諸国との FTA（米国-中米-ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）も 2004 年 8 月に署名され、国ごとに順次発効した。アジア太平洋地域では、2010 年 3 月に TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始し、2016 年 2 月に署名に至った。その後 2017 年 1 月に米国が TPP からの離脱を通知したが、米国を除く 11 か国での交渉を経て、翌 2018 年 3 月には CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名に至った。そのほか、2013 年 3 月には日中韓 FTA 交渉が、2013 年 5 月には東アジア地域全域をカバーする RCEP（東アジア地域包括的経済連携）（ASEAN10 カ国と日中韓印豪 NZ が参加）交渉が、それぞれ開始された。

更に、第三に、近隣国間での「地域統合」型の EPA/FTA とともに、近接しない国・地域間での EPA/FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる。1985 年の米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA、EU シンガポール FTA、EU カナダ FTA などが締結されているほか、日本もメキシコ、チリ、ペルーといった中南米諸国と EPA/FTA を締結している。このような EPA/FTA を締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、EPA/FTA がないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い、政治外交上の理由等があると考えられる。

³ 各国・地域別の FTA 締結状況については、WTO や JETRO のウェブサイト上に記載がある。

<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

<http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/reports/07001093>

(2) 主な地域統合の概観と各国等の動向

本項においては、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。日本にとって関わりが深い米州、EU、東アジア・アジア太平洋地域それぞれの地域統合・経済連携の動きを地域ごとに以下概説する。また、米国、EU、中国、韓国をはじめとする各国の地域統合及び主要国との経済連携強化の取組に向けた主な動きを概説する。

①米州

米州においては、北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement)、南米南部共同市場 (MERCOSUR)、アンデス共同体 (CAN: Comunidad Andina)、太平洋同盟 (Alianza del Pacifico) の4つの主な地域統合の動きが見られる。また、本稿では、米州における地域統合に向けた各国の動きとして米国、メキシコ、カナダの3カ国を取り上げる。

(a) 北米自由貿易協定 (NAFTA : North American Free Trade Agreement) の概観 (※2018年3月末現在)

カナダ、米国、メキシコの3カ国で構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) は、1992年12月に調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則(域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等)に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA 諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリ、ペルー、ホンジュラス、コスタリカ、コロンビア、パナマとの間では、カナダ、米国、メキシコの3カ国ともFTAを締結している。

トランプ政権は2017年5月18日、貿易促進権限 (TPA) 法の手続にのっとり、NAFTA の再交渉を開始する意向を議会に通知。同年8月16日から再交渉に関する第1回交渉が開始され、2018年1月までに計6回の交渉会合が開催された。以下に、米国の交渉目的や交渉会合の経緯等をまとめる。

(i) 米国の交渉目的

2017年7月17日、米国通商代表部はNAFTA 再交渉に係る目的を公表。これはTPA法に基づき、貿易協定

交渉開始 30 日前までに行うことが求められているもの。主なポイントは以下のとおり。

(ア) 財貿易

◇米国の貿易収支を改善しNAFTA 諸国との貿易赤字を削減する。

(工業品)

◇工業品に関して既存の互恵的な無関税のマーケットアクセスを維持するとともに、米国の対NAFTA 輸出を妨げている非関税障壁に対処する規律を強化する。

◇米国産の繊維・アパレル品における既存のNAFTA 諸国に対する無関税のマーケットアクセスを維持するとともに、米国による輸入のセンシティブリティを考慮しつつ、米国産の繊維・アパレル品の輸出に係る競争力強化の機会を探索する。

◇鍵となる財セクターに係る規制の互換性強化を促進し、適切な場合に規制協力を行うことを含め、不必要に規制が異なることによる負担を削減する。

(農産品)

◇農産品に関する既存の互恵的な無関税のマーケットアクセスを維持する。

◇残存する関税の削減と撤廃を通じ、外国からの輸入に対して米国が提供するものと実質的に同等な機会を米国産の農産品のNAFTA 諸国への輸出に与える。

◇差別的な障壁、関税割当の制限的な運用、内部相互助成金・価格差別・価格削減など米国産品のマーケットアクセスを不公正に制限するその他正当化できない手段を含む、米国農産品に対する非関税障壁を撤廃することを追求する。

◇米国にとり輸入がセンシティブな農産品について合理的な調整期間を設けるとともに、関税削減交渉を開始する前に議会と緊密な調整を行う。

◇規制の互換性強化を促進し、適切な場合に規制協力を行うことを含め、不必要に規制が異なることによる負担を削減する。

(イ) 原産地規則

◇NAFTA が純粋に米国と北米で製造された産品に裨益するよう、必要に応じ、原産地規則をアップグレードし強化する。

◇原産地規則が米国と北米からの財と原材料を用いる

インセンティブもたらすことを確保する。

◇繊維に関するものを含め、原産地規則の証明と確認を簡素化し執行を強化するための原産地プロセスを確立する。

◇原産地規則を満たした財が NAFTA による利益を享受し、関税回避を防止し、税関での違反と戦うため、NAFTA 諸国との協力を促進する。

(ウ) その他

い データフロー

◇NAFTA 諸国が越境データフローを制限する手段をとらず、コンピュータ施設の現地化を要求しないようルールを確立する。

◇金融サービスセクターに関して、NAFTA 諸国が越境データフローを制限またはコンピュータ施設の現地化を要求しないようルールを確立する。

◇政府がコンピュータのソースコード開示を義務づけることを防止するルールを確立する。

ろ 紛争処理

◇第 19 章の紛争処理メカニズムを撤廃する。

は 為替

◇適切なメカニズムにより、NAFTA 諸国が為替レートを操作し、国際収支の調整や不公正な競争力の強化を防止することを確保する。

※このほか、衛生検疫措置、税関・貿易円滑化、技術的障壁、良き規制慣行、テレコム・金融を含むサービス貿易、デジタル貿易と越境データフロー、投資、知的財産、透明性、国有企業、競争政策、労働、環境、反腐敗、貿易救済措置、政府調達、中小企業、エネルギー、紛争処理について記述あり。

また、米国通商代表部は 2017 年 11 月 17 日に NAFTA 再交渉に係る目的を更新。これは、米上院議員が 2015 年 TPA 法に基づき、通商代表部は交渉目的を定期的に更新するよう求めたことによるもの。

更新された交渉目的では、主に知的財産や投資に関して加筆がなされた。また、米国の貿易赤字の削減目標は維持されている。

(ii) 交渉の経緯（交渉会合後の共同声明、ライトハイザー通商代表の声明より作成）

(ア) 第 1 回会合：2017 年 8 月 16 日～21 日（於：米ワシントン DC）

- ・会合冒頭の記者会見で、ライトハイザー通商代表は「NAFTA は失敗だった」と話し、「米国は巨額の貿易赤字を看過できない」と強く主張するとともに、NAFTA を大幅に改善する必要があるとの考えを明らかにした。
- ・3 か国は、野心的な成果に向けて早い交渉ペースを維持していくことで合意。

(イ) 第 2 回会合：2017 年 9 月 1 日～5 日（於：墨メキシコシティ）

- ・米加墨の 3 か国は加速的かつ包括的な交渉へのコミットメントを再確認し、年末に向けて交渉プロセスを終了させるという目標を共有。
- ・貿易の専門家や技官により構成される 24 を超えるワーキンググループが設置され、議論が行われた。

(ウ) 第 3 回会合：2017 年 9 月 23 日～27 日（於：加オタワ）

- ・大半の分野で統合条文に基づく作業が進み、特に情報通信、競争政策、デジタル貿易、良き規制慣行及び税関・貿易円滑化の各分野で有意義な進展あり。政府調達の市場アクセス分野について初歩的な提案を交換した。
- ・中小企業分野の交渉は実質的に終了。近代化された NAFTA への中小企業章の挿入は、3 か国の経済に対する中小企業の貢献を認識することを意味し、当該章には民間セクター、NGO、その他利害関係者等から構成される NAFTA 3 か国中小企業対話の設置も規定されている。

(エ) 第 4 回会合：2017 年 10 月 11 日～17 日（於：米ワシントン DC）

- ・競争章の議論は実質的に終了。さらに、税関、貿易促進、デジタル貿易、良き規制慣行及び幾つかの分野別の附属書において進展があった。
- ・3 か国の大臣は首席交渉官に対する合理的な期間内に合意に達するようとの指示を再確認するとともに、2018 年 1-3 月期にも交渉を開催することに合意。年内としていた妥結の目標を先送りした。

(オ) 第5回会合：2017年11月15日～21日（於：墨メキシコシティ）

- ・30近い交渉グループで議論が行われ、首席交渉官は全ての分野において前進があったことを確認した。可能な限り早く交渉を終えるため、次回会合前12月中旬には米国・ワシントンDCにおいて、事務レベル会合を行うことを予定している。
- ・ライトハイザー通商代表は、交渉の現状について十分に前進していないことを引き続き懸念しており、カナダ及びメキシコがもっと真剣に交渉の席に着くことを期待しているとの声明を発表。

(カ) 第6回会合：2018年1月21日～29日（於：加モントリオール）

- ・ライトハイザー通商代表は、主要な論点に係る協議の進展が遅すぎるとの懸念を示しながらも、「主要な論点についてようやく協議が開始され、今回の会合では前進が見られた」と評価し、協議継続を確約した。また、今次会合で腐敗防止章の議論を終了することができたことを歓迎した。
- ・他方で、今次会合でカナダ側が示した自動車原産値規則の対案について、ライトハイザー氏は北米産部品が減り、自動車業界における雇用を減少させる内容であるとの見解を示し、批判した。
- ・メキシコのグアハルド経済大臣は、「次回会合に課題は残っているものの、交渉妥結に向け正しい軌道に乗っている」と述べた。

(キ) 第7回会合：2018年2月25日～3月5日（於：メキシコシティ）

- ・今次会合で、良き規制慣行、管理及び公表（透明性）、衛生植物検疫の交渉を終えたほか、電気通信、貿易の技術的障害の議論も実質的に進展があった。
- ・ライトハイザー通商代表は、画期的な成果を達成するために作業を継続する用意があると述べた。また、「非常に重要な意思決定がなされるタイミングにあり、政治的意思があれば、迅速かつ成功した結論への道があると確信している」と交渉会合後の声明の中に記している。

<補論>NAFTA再交渉における原産地規則の議論

米国トランプ大統領は選挙戦終盤に発表した「100日行動計画」の中で「NAFTAの再交渉、もしくは脱退

を発表する」と公表し、2017年5月にNAFTA再交渉を行う意思を議会に通知し、同年8月からカナダ、メキシコとNAFTAの再交渉を開始した。

NAFTA再交渉における米国提案の主要な論点の1つに自動車原産地規則の見直しあげられる。米国は、NAFTAが純粋に米国と北米で製造された産品に裨益するよう、必要に応じ、原産地規則をアップグレードし強化する、原産地規則が米国と北米からの財と原材料を用いるインセンティブをもたらすことを確保するとした。交渉担当閣僚等の発言から

米国は、NAFTA域内の完成車の原産地規則の閾値を現行62.5%（付加価値ベース）から引き上げる提案をしており、カナダ・メキシコとの間で大きな論点となっている。

自動車原産地規則をはじめ米国の要求は、従来の自由貿易協定の目的である貿易・投資の高度な自由化・円滑化に向けた動きとは異なり、部品や原材料調達に関する貿易・投資の自由度を過度に制約することになりかねず、今後の交渉を注視していく。

(b) 南米南部共同市場（MERCOSUR : Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの6カ国で構成される関税同盟である（ボリビアは2012年12月加盟議定書に署名し、各国議会の批准待ち。パラグアイは2012年6月から関連会合への参加権が停止されていたが、2014年に復帰。ベネズエラは2017年より加盟資格停止中）。また、チリ、ボリビア、ペルー、コロンビア、エクアドルと自由貿易協定を締結し、キューバ、メキシコと特定分野について相互の関税を一定期間削減する経済補完協定を締結している。EUとのFTA交渉については、2000年4月に交渉を開始後、交渉が一時頓挫することもあったが、2016年には2004年以来の物品貿易の市場アクセス、サービス、政府調達等についてのオファー交換が行われ、同年10月にブリュッセルで交渉会合が行われた。その後2017年には3月、7月、11月末から12月にかけて計3回、さらに2018年1月末から2月にかけて交渉会合が開かれ、現在も交渉中である。アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メル

コースルはイスラエル（2009年発効）、南部アフリカ関税同盟（SACU）（2016年発効）、エジプト（2017年発効）、パレスチナ（2011年署名、未発効）とも FTA 交渉を終えているほか、10か国・3地域との間で特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来の FTA 交渉の可能性を視野に入れた取組を進めている。我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去4回開催（2012年、2015年、2016年、2017年）、両国の EPA/FTA の取組について情報交換を行った。

（c）アンデス共同体（CAN: Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4カ国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは2005年12月末に完全撤廃し、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアドル3カ国の対米個別 FTA 交渉が開始したことに伴い、2006年2月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を2007年1月31日まで停止することで合意された。その後、2014年12月31日まで停止期限の延長を行った。他地域との間では、2007年に EU とアンデス共同体との FTA 交渉が開始されたが、2009年1月から EU とコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月に EU とコロンビア、ペルーとの間でのみ大筋合意し、2012年6月に EU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間 FTA については、2009年2月にペルーとの FTA、2012年にコロンビアとの FTA が発効した。

（d）太平洋同盟（Alianza del Pacifico）の概観

2012年6月に署名された太平洋同盟（Alianza del Pacifico）は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4カ国によって枠組み条約に署名された地域経済統

合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015年7月20日に発効した。2014年2月10日に開かれた第8回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について92%の品目で即時撤廃、残り8%を最長で17年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が2015年7月3日には第10回首脳会合が開催され、パラカス宣言が採択された。

当該宣言では、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思が示された。

2017年には、準加盟国についての議論が進展した。太平洋同盟の発足当初から、アジア太平洋との関係強化は基本方針に盛り込まれていたところ、その動きが本格化している。2017年6月にコロンビアで開催された太平洋同盟首脳会合において、オーストラリア、NZ、カナダ及びシンガポールの4カ国が、太平洋同盟の「準加盟国」の候補国として、太平洋同盟加盟4カ国と包括的自由貿易交渉開始を発表。日本に対しても準加盟国として参加招請が行われている。

（e）地域統合に向けた各国の主な動き

（i）米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定（NAFTA）及びイスラエルとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年通商法（貿易促進権限（TPA）を含む）の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとして FTA 交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月の WTO カンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTA を単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開する意図を示している。2017年11月時点で20の二国間 FTA が発効済み、5つの FTA が交渉中である。また、2006年11月には、APEC 地域におけるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を提案した。2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ（TPP）への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回 TPP 交渉会合が行われ、2015年10月に大筋合意

に至り、2016年2月に署名された。

しかし2017年1月に、オバマ大統領にかわってトランプ大統領が大統領に就任したことで、通商政策の方針は大きく転換した。トランプ大統領は、大統領選挙中から、TPPからの離脱及びNAFTAの再交渉を公約として掲げており、就任直後の1月23日、TPPからの離脱を正式に決める大統領令に署名した（TPPの動きについては3(2)⑩環太平洋パートナーシップの項を参照）。同年8月からはカナダ・メキシコとの北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉を開始したほか、10月には米韓FTAの改正交渉を開始することに合意し、2018年3月に米韓両国はFTA改定の原則について合意したと発表した。

(ii) メキシコ

メキシコは、2017年時点で12のEPA/FTAを締結している（日本とは2005年に日メキシコEPAを発効。詳細は3(2)②日メキシコEPAの項参照）。韓国とのFTA交渉については、2006年2月から交渉を開始したが、当時韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられず、2007年8月、当初目指していた「戦略的経済補完協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表したものの2008年6月以降は交渉が事実上中断していた。2016年4月に韓国大統領がメキシコを公式訪問し、メキシコ大統領と会談、2016年第4四半期以降をめぐり中断していたFTAの交渉再開に向けた協議を行うことが合意されたものの、これまでのところ交渉進展についての目立った発表はなされていない。

2000年に発効したEUとのFTAについては、2013年に包括的な現代化を目指すことで合意。その実現に向け、2016年6月から交渉会合が行われ、2018年4月にEU・メキシコFTAの近代化にかかる貿易・投資分野について大筋合意を発表した。

(iii) カナダ

カナダは2017年現在、9つの二国間EPA/FTAを締結している。多国間FTAは北米自由貿易協定（NAFTA）とスイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの欧州自由貿易連合（EFTA）とのFTAを締結している。（日本とは2012年11月に日加経済連携協定（EPA）の交渉を開始し、2014年11月までに7回の交渉会合を実施。詳細は3(3)④その他の我が国の

EPA/FTA交渉の項を参照。）

2017年の動きとして、EUと調印（2016年10月30日調印）している「EUカナダ包括的経済貿易協定（CETA）」の暫定適用を2017年9月21日から開始した。CETAはEUにとって主要7カ国（G7）のメンバーと結ぶ初めての自由貿易協定となる。また、協定全体の正式な発効には、EU全加盟国における批准手続きが必要となる。

また、2018年3月には南米4カ国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）で構成される貿易圏「メルコスール」とのFTA交渉を開始。カナダ政府は進歩的貿易アジェンダの推進にコミットしている。

②欧州

(a) 欧州連合（EU：European Union）の概観

欧州連合（EU：European Union）は、経済・通貨統合をはじめとする外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等の分野で協力を進める、欧州の政治経済統合体である。EUの前身である欧州経済共同体（EEC）は、1952年に設立された欧州石炭鉄鋼共同体（European Coal and Steel Community, ECSC）、1958年設立の欧州経済共同体（European Economic Community, EEC）、欧州原子力共同体（European Atomic Energy Community, EAECまたはEuratom）の3機関が統合し1967年に発足した。このうち欧州経済共同体（EEC）は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。1993年には経済・通貨の統合だけでなく、政治的な面での統合も促進させるマーストリヒト条約の発効より、「欧州連合（EU）」が発足、その後、5次にわたる拡大を経て、現在では28の加盟国を擁する連合体となった。拡大を続けるEUは、求心力の維持と統合の深化を図るため、2004年に欧州憲法条約を採択したが、2005年にフランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約（「リスボン条約」）の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。

2014年5月には、リスボン条約発効後、初めての欧州議会選挙が実施された。同年11月には、ルクセンブルクからユンカー欧州委員会委員長が、同年12月には、ポーランドからトゥスク欧州理事会議長が就任し、EUの新体制が発足した。

2016年6月23日に、英国の国民投票の結果、EU離脱支持が多数となったことを受けて、翌2017年3月には、英国はEUに対して離脱通知を行い、同年6月より英EU交渉が開始された。同年12月14日-15日の欧州理事会において、在英・在EU市民の権利、財政負担、アイルランド問題が十分に進展したと判断された2018年以降の時点で、移行期間協定と英EU間の新枠組交渉を行う見通しとなった。

(b) EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUはこれまでFTAを積極的に推進してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6カ国）と、ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力を強化、拡大させた「欧州経済地域（EEA：European Economic Area）」が発効された。また、地中海諸国との間においても1970年代に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易協定を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易協定を目指している。

1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国（ACP諸国）77カ国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌー協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ（アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域）との交渉が開始された。

このようにEUは、GATT/WTOの多国間貿易交渉による貿易投資の自由化を最優先としつつ、周辺諸国や旧宗主国の関係国とのFTA交渉を推進してきた。しかしながら、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の交渉停滞を受け、2006年10月にEUは域内の単一市場の強化とともに対外通商政策に関する考え方を示した政策文書

「グローバル・ヨーロッパ」を発表。WTO体制を全面的に支持しながら、それを補完するものとして、アジアを中心とする新興市場開拓に焦点を置き、FTA交渉を進めていく姿勢を表明した。これに基づき、韓国と2007年5月からFTA交渉を開始し、2011年7月に暫定適用した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、現在も交渉中である。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。シンガポールと、ベトナムとは既に完全合意しており、マレーシア、インドネシアとは現在交渉中である。

アフリカ諸国については、2007年末までにACP内でのいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった（2008年10月に調印）。その後、アフリカを5地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは2014年7月に署名を行い、南部アフリカ地域とは2016年に暫定適用した。

2015年には、更に「万人のための貿易」（「Trade for all」）において、貿易における全体戦略を示した。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。さらに、2016年5月より、EUとの改定交渉を開始した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。また、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉が、2000年4月に開始され、現在も協議中である。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力理事会（GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開している。2008年にはGCCにより交渉が停止され、その後非公式な協議が行われてい

る。

カナダについては、2009年10月から交渉を開始し、2014年9月オタワでのカナダ-EU サミットで交渉を終了した旨宣言した。その後、2016年10月、ブラッセルでのEUカナダサミットで、EU・カナダ包括的経済・貿易協定（CETA）に調印し、2017年9月21日から暫定適用した。

米国とのFTAについては、2013年7月から交渉開始となったが、2017年1月31日、マルムストローム欧州委員（通商担当）は、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあるとの見解を表明した。

③アジア太平洋地域

（a）ASEAN 自由貿易地域（AFTA : ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTA は、1992年1月のASEAN 首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10カ国による自由貿易地域である。1993年1月より、共通実効特惠関税（CEPT : Common Effective Preferential Tariff）制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることとしており、当初は2008年までに適用品目（IL）の域内関税を0～5%まで引き下げることが目標としていた。しかしながら、その後、1994年のAFTA 評議会では域内関税引き下げの期限が2003年に前倒しされ、1998年12月のASEAN 首脳会議では、ASEAN 先発加盟国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）について、引き下げ期限がさらに2002年に前倒しされた。加えて、1999年のAFTA 評議会及びASEAN 首脳会議では関税引き下げの目標を「0～5%」から「関税撤廃」とした上で、IL の関税撤廃期限を先発加盟国については2010年まで、新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までとすることが宣言された。その結果、先発加盟国のIL 関税引き下げは2002年に、IL 関税撤廃は2010年に、新規加盟国のIL 関税撤廃は、総品目数の7%にあたる一部品目を除き2015年1月に達成された。なお、この一部品目については2018年まで関税撤廃が猶予されている。

また、2007年11月のASEAN 首脳会議では、法的拘束力のある「ASEAN 憲章」が署名され、AEC の2015年までのロードマップである「AEC ブループリント」が発出された。その中で、AFTA-CEPT 協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009年2月には、CEPT 協定に替わる「ASEAN 物品貿易協定（ATIGA）」

が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の5分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN 投資促進・保護協定（IGA）とASEAN 投資地域枠組合意（AIA）を統合・改定した「ASEAN 包括的投資協定（ACIA）」が署名された。

そして2015年11月のASEAN 首脳会議で採択されたASEAN 共同体設立文書において、2016年以降もさらなる統合の深化に向けた取組を実施することが表明され、2025年までの新たなロードマップである「AEC ブループリント2025」が発表された。AEC ブループリント2025においては、ATIGA の更なる強化、ACIA の着実な実施に加え、AFAS を全面的に刷新するASEAN サービス貿易協定（ATISA）の交渉加速及び実施が掲げられている。

（b）ASEAN を巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEAN の成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及びEU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEAN とのEPA/FTA 締結への動きを活発化させている。

中国ASEAN FTAについては、2003年に「包括的経済協力枠組み協定」が発効し、2004年には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名した。2005年から関税引き下げを開始し、2010年にはASEAN6カ国において対象品目の9割について関税が撤廃された。また、「サービス貿易協定」は2007年に発効、「投資協定」は2010年1月に発効した。

韓国ASEAN FTAについては2004年に交渉開始、8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、同時期に行われた韓国ASEAN 通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年より関税引き下げを開始した。また、2009年に「サービス貿易協定」が発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。韓国及びASEAN6カ国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

2002年11月、ASEAN とインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月

に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10カ国全ての国との発効に至った。また、インドとASEANは、2012年12月20日、サービスと投資分野のFTAの締結にも合意し、2014年11月に全加盟国間で署名された。

ASEAN—豪・NZ FTAは2005年に交渉開始し、2009年2月に署名された。2010年1月に豪州、NZ、ブルネイ、マレーシア等8カ国との間で発効し、2012年1月全ASEAN諸国との間で発効した。なお、2010年5月から開始された協定見直し交渉が、2013年12月に合意、2014年8月には署名、2015年10月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。

ASEAN-香港 FTAは2014年7月に交渉開始し、2017年9月に合意、同年11月のASEAN首脳会議に合わせて署名された。

日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) は、我が国にとって初めての広域経済連携協定である。2005年より交渉を開始、2018年2月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効した (詳細は3. (2) ⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定参照)。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にEPA/FTA締結に向けた動きを展開しており、2017年現在までに日本を含む12ヶ国、2地域 (欧州自由貿易連合、GCC) との間でEPA/FTAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定 (P4) を発効させており、TPP協定交渉を主導した。EUとの間では、2010年3月に交渉を開始し、2013年9月に仮調印したが、EU理事会と欧州議会での承認や加盟国による批准手続きが必要であり、まだ発効には至っていない。さらに、パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。また、トルコとのFTAについては、2015年11月に署名が完了した。(批准手続未了)

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出し、2017年現在までに、5つのEPA/FTAが発効済みである。バーレーン、インドとの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーン

とはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し (タイはGCCとの交渉を優先する方針)、インドとは全体交渉を継続中 (EHは実施済み) となっている。また、パキスタン、トルコとの交渉は進展が見られるものの、米国、EFTAとの交渉は、タイの政治混乱等の理由により停滞している。

なお、TPPについては、2012年11月の米タイ首脳会談において、TPP交渉参加への関心を表明したが、国内手続の関係もあり、交渉参加には至らなかった。

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めており、2017年現在までに7つのEPA/FTAが発効している (ただしチリは物品のみ、サービス・投資については交渉中)。マレーシアは、TPP交渉に2010年12月に正式に参加したほか、2010年にはEUとのFTA交渉も開始し、2012年4月までに7回の交渉が行われた後、一時交渉が中断していたが、2015年7月に再開している。

(iv) 韓国

韓国は2017年現在までに12か国・3地域との間でEPA/FTAを発効しており、中米とは2018年2月に署名している。また、日中韓、RCEP、エクアドル、イスラエルが交渉中である。一方、日本、メキシコ、GCC、インドネシアとの交渉は中断中である。

2017年5月にムン・ジェイン政権が発足し、同年7月に発表した「新政権の経済政策方向」において、新政府通商政策として、メルコスールやEAEUとの新規FTA交渉及びインドやASEANとの既存のFTA改善交渉を進めるとしている。また、2017年12月に企画財政部が発表した「2018年経済方向」において、韓米FTA改正交渉については関連省庁の協力を通じて国益を最優先にし、産業とマクロ経済全般を考慮してバランスが取れるように対応するとし、韓中FTAについてはサービス投資分野のフォローアップ交渉の国内手続きを滞りなく推進し、韓中FTA履行委員会を通じて、韓国企業の対中貿易投資等の問題点の解消と対中輸出品目の競争力向上を支援することとしている。

(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。2017年現在までに、13のEPA/FTAが発効済みである。ジョージアとのEPA/FTAについては

交渉が終了し、2018年1月に発効を予定している。また、スリランカ、モルディブ、イスラエル、ノルウェーとの二国間 EPA/FTA、パキスタンとの第二段階の EPA/FTA や、RCEP、湾岸協力理事会、日中韓でのマルチの枠組みにおける EPA/FTA について交渉中である。さらに8か国と、二国間 FTA/EPA についての共同研究を実施中もしくは検討中である。既に発効済みの EPA/FTA のうち、ASEAN、チリ、との EPA/FTA については、アップグレード交渉が完了しており、シンガポール、ニュージーランドとの EPA/FTA についてはアップグレード交渉中、ペルー、スイスとの EPA/FTA については、アップグレードに向けた共同研究を開始したところである。なお、台湾との間では経済協力枠組協定 (ECFA) を発効済みである。

(vi) インド

インド・ASEANFTA は2010年1月に発効した。また同時に、タイとも同様の協定を締結して FTA 交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアニーハーベストが実施されている。更に、シンガポール、マレーシア、韓国とはそれぞれと包括的経済協力協定 (CECA) が発効している。スリランカとも、2008年7月に包括的経済連携協定 (CEPA) の交渉が完了しているが、署名はまだ行われていない。また、このほか交渉中の国としては、EU、NZ、カナダ、豪州、インドネシアなどがある。なお、我が国とは2007年1月に EPA 交渉を開始し、2011年8月1日に発効に至った (3. 我が国における経済連携の取組の項参照)。

また、2004年1月に開催された南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議において、加盟7カ国が対象となる南アジア自由貿易圏 (SAFTA) 枠組み協定に署名、2006年1月に発効に至った。

インドはこの他にも、GCC、南部アフリカ関税同盟 (SACU)、BIMSTEC (後述) との間では FTA 枠組み協定、メルコスール、アフガニスタン、チリの間では特恵貿易協定 (PTA) を既に締結している。また、インドは、ロシア、中国とも EPA/FTA の共同研究を実施し、報告書をまとめて、検討を行っている。

(vii) 豪州

豪州は各国との FTA 交渉に積極的に取り組んでおり、2017年現在までに10の EPA/FTA が発効済みである。現在も GCC (2007年7月交渉開始) と交渉を継続している。2011年5月に交渉開始に合意したインドとの

FTA については、包括的経済連携協定 (CECA) 締結に向け両国政府間で交渉が続いており、2014年11月のモディ印首相訪豪時に、首脳レベルで2015年中の交渉妥結を目指すことで一致したが、交渉妥結には至っていない。インドネシアとの間でも、2010年11月に FTA 交渉開始に合意し、更に2011年10月には、包括的経済連携協定 (CEPA) に向けて交渉を進めていくことで合意し、2012年9月に CEPA 交渉を開始した。また、2008年11月には、TPP 交渉への参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。EU とは2015年11月に FTA 交渉開始に向けた手続きを進めることで合意し、独、仏等の主要国とは、2019年までに豪州と EU の FTA 交渉妥結を目指すことで一致している。英国とは、2016年11月に EU 離脱後の英豪 FTA 締結に向け、建設的な議論を行うことで合意した。香港とは2017年5月に、FTA の初回交渉会合を開催。同月にはペルーとの FTA 交渉も開始し、11月に署名に至った。また、2017年6月には、太平洋同盟 (メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ) との FTA 交渉を開始した。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、2017年現在までに9つの CEP/FTA を発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定 (P4) を発効している。2009年10月には GCC との間で最終合意済みであり、現在もインド (2010年4月交渉開始) との間で交渉を継続している。2011年2月には、EEU とも交渉を開始したほか、2015年10月には、EU との FTA の正式な交渉開始に向け、交渉の範囲と全体的なアプローチの方法について協議を開始することとなった。英国とは2017年初旬より市場アクセス等の相互利益に係わる通商問題を含む二国間貿易政策対話を実施している。また、TPP 交渉についても、2010年3月の第1回交渉会合から参加している。2017年10月の政権交代に伴い、新政権から「TPP の再交渉を求める意向」も表明されたが、2017年11月、米国を除く11カ国での発効を目指す「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTPP) に大筋合意した。

(ix) 南アジア自由貿易圏 (SAFTA)

2004年1月南アジア地域協力連合 (SAARC) 首脳会議が開催され、加盟7カ国 (インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モ

ルディブ) が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名し、2006 年 1 月に発効している。2007 年末までに、一部の例外品目を除き、非 LDC 国 (インド、パキスタン、スリランカ) が最高税率を 20% に削減、LDC 国は同様に 30% まで削減し、インドおよびパキスタンは 2012 年末までに 5% 以下に引き下げ、スリランカは 2013 年末までに 5% 以下に引き下げた。

(x) ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ (BIMSTEC)

BIMSTEC は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計 7 カ国で構成されている。2004 年 2 月、バングラデシュを除き、FTA 枠組み協定を締結し、同年 6 月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに 19 回の交渉が行われており、19 回目の交渉では、2012 年 7 月 1 日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

(3) 東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、上記で述べてきた経済連携に加え、東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携の動きを関して概説する。

①環太平洋パートナーシップ (TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005 年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 カ国は、環太平洋戦略的経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership : P4) に署名した。P4 は、原則として 2015 年までに 100% の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向した FTA であり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008 年 3 月、米国は P4 で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後 9 月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11 月にペルーにて開催された APEC 閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま 1 年近くが経

過したが、2009 年 11 月、オバマ米大統領が関係国と連携 (engage) していくことを発表、12 月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010 年 3 月に P4 の 4 カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第 1 回 TPP 協定交渉会合が豪州にて実施された。2010 年 10 月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年 12 月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012 年 10 月に TPP 交渉への参加が正式に認められた。

(日本の TPP 交渉参加以降に関する経緯の詳細は 3. (2) ①環太平洋パートナーシップを参照)

②東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

東アジアの経済統合/政治協調を目指す動きは、1991 年のマレーシアの東アジア経済協力 (EAEC) 構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した 1997 年には第 1 回 ASEAN+3 首脳会議が開催 (以後常設化) され、第 3 回 ASEAN+3 首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001 年に東アジアビジョングループ (EAVG) が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性について ASEAN+3 首脳会議へ報告し、2002 年には東アジアスタディーグループ (EASG) が短期的に実現すべき 17 項目、中長期的に実現すべき 9 項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG 報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」を挙げており、2005 年 4 月、専門家による EAFTA の実現可能性に係る研究会が開始され、2006 年 7 月、ASEAN+3 による FTA の構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年 8 月の ASEAN+3 経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007 年 1 月の首脳会議で専門家による第 2 フェーズ研究の継続が決まった。同研究は 2007 年 5 月より開始され、2009 年 8 月の ASEAN+3 経済大臣会合及び同年 10 月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6 に関する構想も進められてきた。2005 年 12 月、前年の ASEAN+3 首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6 を参加国とする「東アジア

首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきが強まり、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」EPA/FTAの取組が進展したことから、16カ国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）」の正式設立の合意がなされた。

2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野（原産地規則、関税物品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域（EAFTA）及び東アジア包括的経済連携（CEPEA）構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国（日中韓印豪NZ）の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP：アールセップ）の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+FTAパートナーズ経済大臣会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、RCEP交渉の立上げが宣言された。2008年6月に設立されたERIAにおいても、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのASEAN+1FTAの進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア地域全体をカバーする経済統合に向けた本取組は2015年8月のEAS経済大臣会合でも賞賛されている。（RCEP交渉に関する経緯の詳細は3.（3）②東アジア地域包括的経済連携を参照）

③アジア太平洋経済協力（APEC）

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設したアジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。

また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年及び2008年のAPEC首脳会議では、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等についての議論が行われ、今後も継続して検討していくことが合意された。

2010年には、我が国はAPEC議長国として一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の過程において、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処するこ

とに重要な役割を果たすことにより、FTAAP の育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

地域経済統合に向けた取組としては、FTAAP に含まれるべき次世代貿易・投資課題について、2011 年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止」という要素を盛り込むことに成功した。

また、2012 年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC 環境物品リスト」（太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする 54 品目から構成）に合意し、2011 年の APEC 首脳会議における合意（ホノルル宣言）に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015 年末までに 5% 以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引き下げは、WTO の場でも 2001 年のドーハ・ラウンドの立ち上げ以降、議論が行われてきたが、ドーハ・ラウンドの停滞する中で、これを APEC で合意できたことは、APEC が域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APEC での合意が、WTO における環境物品自由化への取組に新たな弾みを与えることとなった。

2013 年の APEC 首脳会議では、多角的貿易体制の支持及びボゴール目標の達成などについて議論が行われた。

多角的貿易体制の支持については、同年 12 月の第 9 回 WTO 定期閣僚会合（MC9）に向け、バリ・パッケージの早期合意の必要性・緊急性を共有し、多角的貿易体制と MC9 を支持する独立文書を発出した。

2014 年の APEC 首脳・閣僚会議では、多角的貿易体制、FTAAP を始めとする地域経済統合の進展等について議論が行われた。

多角的貿易体制については、WTO 貿易円滑化協定の採択がなされていない状況に鑑み、WTO の交渉機能を取り戻すように呼びかけるとともに、ITA 拡大交渉のできるだけ早期妥結などを促し、多くの閣僚からの支

持を得た。また、新たな保護主義的措置を導入しない約束の期限を 2018 年まで延長することを首脳に進言。FTAAP については、TPP、RCEP 等この地域での既存の取組を礎として可能な限り早期に FTAAP を確立するため、「FTAAP 実現に関する議題に係る共同の戦略的研究」の開始等を内容とする「FTAAP 実現に向けた APEC の貢献のための北京ロードマップ」に合意。また、製造業関連サービスを次世代貿易投資課題と位置づけ、貿易の自由化・円滑化に向け、2015 年中に行動計画を作成することに合意した。環境サービスについても同様に、行動計画を作成することとなった。

2015 年の閣僚会議・首脳会議では、多角的貿易体制、FTAAP を始めとする地域経済統合の進展、サービスにおける地域協力等に関する議論が行われた。多角的貿易体制については、2015 年 12 月のナイロビでの第 10 回 WTO 閣僚会議の成功に向けた独立文書を発出し、貿易円滑化協定の早期批准を促すほか、あらゆる形態の保護主義への対抗を再確認、ITA 拡大交渉のステージングの議論の早期終結に向けた努力を歓迎した。地域経済統合の進展については、FTAAP は現在進行している地域的な取組を基礎として包括的な自由貿易協定として追求されるべきことや、FTAAP が質の高いものであるとともに次世代貿易投資課題に対処すべきこととする「FTAAP への道筋」のビジョンが再確認された。これに関連し、TPP 交渉の大筋合意等の進捗に留意し、また RCEP 交渉の早期妥結を慫慂した。サービスについては、「APEC サービス協力枠組み」が策定され、APEC におけるサービス協力の原則や方向性が示されたほか、2025 年までに取るべき行動、達成すべき指標及び目標を含めたロードマップを 2016 年に策定することが決められた。また、製造業関連サービス及び、環境サービスの各行動計画が承認された。

2016 年の閣僚会議・首脳会議では、地域経済統合の推進、零細・中小企業の近代化等に関する議論が行われた。地域経済統合の推進については、FTAAP の最終的な実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、2014 年から開始された「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAP に関するリマ宣言」として採択した。また、デジタル貿易の分野については、デジタル貿易に関する作業の次のステップの承認を歓迎されるとともに、APEC 越境プライバシールールシステム（CBPR）の実施の重要性を確認した。更に、サービスについては、[APEC サービス競争力ロードマップ]が承

認められた。零細・中小企業の近代化については、裾野産業イニシアティブが歓迎され、2017年に実施されることとなった。

2017年の閣僚会議・首脳会議では、ルールに基づいた、自由で、開かれた、公正で、透明かつ包摂的な多角的貿易体制への支持や、レベル・プレイング・フィールドを広げ、市場歪曲措置を是正し、スタนด์スティールを2020年まで延長する約束をし、あらゆる「不公正な貿易慣行」を含む保護主義に対抗すること、WTOの機能改善に向け協同することへのコミット等が確認された。

地域経済統合の深化に関しては、ボゴール目標達成にコミットすること、FTAAPに関する「リマ宣言」と、将来的なFTAAPの実現に向けた技術的作業と関連イニシアティブの前進を支持すること等が確認された。あわせて、質の高いインフラに関連する「インフラ開発・投資のピアレビュー及び能力構築」の進展や「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定開始が歓迎されるとともに、「裾野産業育成ベストプラクティス」完成の歓迎や、デジタル貿易推進の重要性などが確認された。

3. 我が国における経済連携の取組

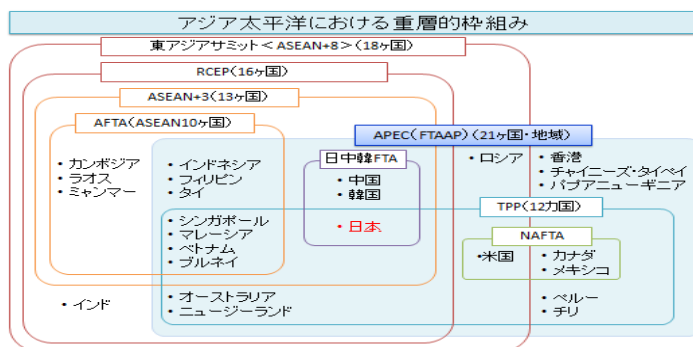
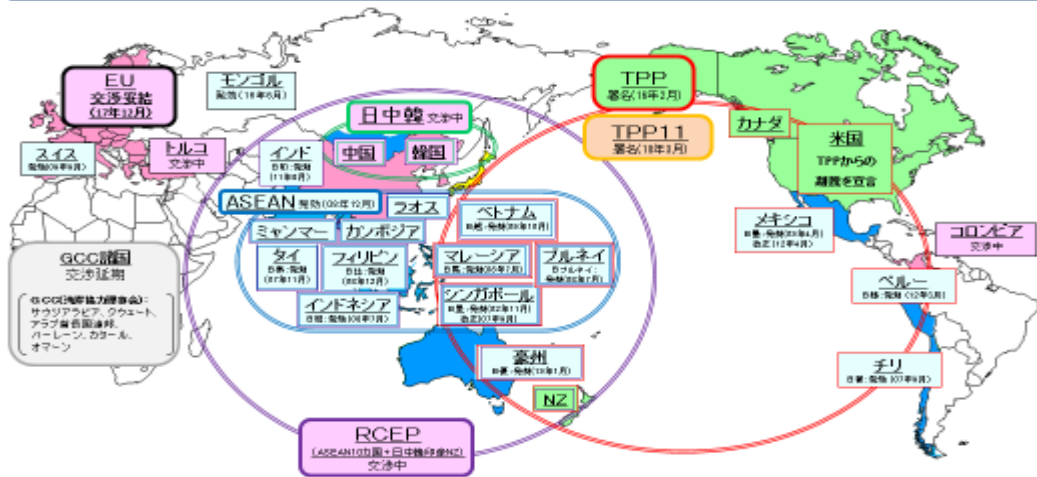
我が国は現在、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2018年2月現在、17か国との間で15のEPA/FTAが発効しており、また、TPP及びCPTPPに署名済みである。

また、日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAをはじめとしたEPA/FTAの交渉を推進中である。

本節では発効済および交渉中の日本のEPA/FTA他、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

日本の経済連携の推進状況

- 発効済 : シンガポール、メキシコ、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、バレー、豪州、モンゴル
- 署名済 : TPP、TPP11
- 交渉中等 : EU (交渉妥結)、RCEP、日中韓、カナダ、コロンビア、トルコ、GCC (交渉延期)、韓国 (交渉中断中)



(1) 背景

21 世紀に入り新興・途上国経済が急速に発展し、世界の名目 GDP に占める新興国の比率は、2000 年の 20.3% から 2016 年には 38.7% に増大⁴した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界の名目 GDP に占める我が国の GDP の割合は 2016 年には 6.5% となっている⁵。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEAN において生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU 等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる⁶。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとって WTO ドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、近年、ドーハ・ラウンドの停滞により、米国や韓国は主要貿易国との間で高いレベルの FTA 交渉を推進しており、2017 年 12 月時点で、署名済/発効済の FTA の相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA カバー率」）が、韓国は 70%弱、米国は 50%に迫る中、我が国の FTA カバー率は約 40%に留まっている。

2010 年秋に我が国が TPP に対する関心を表明⁷して以降、EU との EPA や日中韓 FTA に向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6 等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように EPA は相互に推進力となるものであり、引き続き、EU、中国、韓国等、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精力的に進めていくことが重要である。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	フィリピン	タイ	チリ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	ベトナム	スイス	インド	ペルー	豪州	モンゴル	TPP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基準・認証制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-
労働	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
環境	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
電子商取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	○	○
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○

(2) 我が国の署名・発効済み EPA/FTA について

我が国は、2018 年 2 月現在、17 か国との間で 15 の EPA/FTA を発効済みである。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用する事ができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿

易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。

カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は以下の通り整理できる（分野の整理は本報告書第 III 部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書第 III 部第 1 章以降該当箇所を参照のこと）。

日本の EPA/FTA の歴史は日シンガポール EPA に遡る。2002 年の 11 月の発効後、他の ASEAN 諸国に対し日本との EPA/FTA 締結への関心が喚起された。2005 年 4 月

⁴ IMF World Economic Outlook April 2018 より計算

⁵ 内閣府「GDP の国際比較」

http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h28/sankou/pdf/kokusaihikaku_20171222.pdf

⁶ 2011 年版通商白書 (P. 96)

⁷ 菅総理 (当時) は 2010 年 10 月に第 176 回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

には日メキシコ EPA が発効、2008 年には日本にとって初の広域 EPA となる、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定が発効した。その後もさらに7つの二国間 EPA が発効している。以下、署名済・発効済 EPA について概説する。

①日シンガポール EPA

2002 年 1 月 13 日に署名し、同年 11 月 30 日に発効した。本協定は、我が国最初の経済連携協定として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術 (ICT) や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させるものである。なお、2006 年 4 月に開始された協定見直し交渉が 2007 年 3 月に議定書署名、同年 9 月に発効に至り、更なる自由化が図られている。

②日メキシコ EPA

2002 年 11 月より交渉を開始し、2005 年 4 月 1 日に発効した。本協定により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率(約 16%(2001 年時))の大部分が発効後 10 年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。なお、2009 年に 4 月に協定見直し交渉が開始され、2012 年 4 月に発効した。これにより、市場アクセスが更に改善し、認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

③日マレーシア EPA

2004 年 1 月より交渉を開始し、2006 年 7 月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPA の執行が進んでいる。

④日チリ EPA

2006 年より交渉を開始し、2007 年 9 月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済

政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約 50 カ国との間で FTA を締結しており、我が国としては、FTA 締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。

⑤日タイ EPA

2004 年 2 月より交渉を開始、2007 年 11 月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った。タイは、ASEAN 内では最大級の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第 1 位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており (2017 年現在、日本商工会議所加盟数が 1748 社と ASEAN で最大級) ASEAN における日本企業の中核的な生産拠点であるため、本協定による製造業関連の投資・サービスの規制を強化しない約束及び緩和の約束もメリットがある。加えて、これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2017 年までに 7 回開催しており成果が出始めている。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。

2017 年 8 月に開催された第 4 回日タイ EPA 合同委員会において協定上規定されている発効後 10 年目の一般的見直しの開始について両国で合意した。

⑥日インドネシア EPA

2005 年 7 月より交渉を開始、2008 年 7 月に発効した。

本協定は、関税の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されているのが特徴。なお、本協定に基づき、2008 年 8 月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を導入している (入国者数等の詳細は第 3 章「人の移動」に記載)。

⑦日ブルネイ EPA

2006年6月より交渉を開始し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国のひとつである。日ブルネイ EPA では我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

⑧日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 協定

ASEAN 全体との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始、2018年2月時点でインドネシアを除くすべての参加国との間で発効した。サービス・投資章については2010年10月より交渉が行われ、3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日 ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された後、残された技術的論点の調整を行っていた。

2017年11月の日 ASEAN 経済大臣会合において、AJCEP のサービス貿易・投資に係る改正議定書について、閣僚レベルの交渉終結に合意。今後は、改正議定書の早期署名に向けた法的精査を進めることとなった。

AJCEP は、日本と ASEAN を1つのエリアとして、人口7.7億人、経済規模7兆5千億ドル (2016年) の自由な経済圏を制度化するものであり、ASEAN は依然として我が国との貿易・投資関係が東アジアで最も深く、重要な地域である。更なる経済関係の深化の観点、また、既存投資により蓄積された ASEAN の資産を有効活用する観点から、非常に重要な意義があるといえる。更に、AJCEP は我が国と ASEAN 各国との二国間 EPA とは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本と ASEAN 各国との二国間 EPA では対応が不十分な、日 ASEAN ワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いて ASEAN 域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み (二国間の EPA、AFTA) における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEP で、原産地規則における累積規定が日本及び ASEAN 域内で適用される

ことで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。日本と ASEAN 域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとって AJCEP は非常に重要である。

⑨日フィリピン EPA

2004年2月より交渉を開始、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間 EPA である本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている (入国者数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

⑩日スイス EPA

2007年9月より交渉を開始し、2009年9月に発効した。日スイス EPA は我が国にとって欧米先進国との初の EPA であり、先進国間 EPA のモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化 (主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等)、我が国の EPA では初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国の EPA では初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

⑪日ベトナム EPA

2007年1月より交渉を開始し、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間 EPA となる。

EPA 交渉の開始前より、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業によるベトナムへの投資は増加していたものの、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が課題となっていた。本協定の締結により、ベトナムは、物品貿易分野において、現地製造業が生産に必要な部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行い、中国 ASEAN FTA、韓国 ASEAN FTA では譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本は鉱工業品分野でほぼすべて

の品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人 IT 技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内で IT 技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護福祉士については、将来的な受入れの可能性に関する協定発効後の協議の結果、2011 年 10 月の日ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012 年 6 月に発効した。また、協定において、裾野産業育成の協力等を行うことも規定されている。

⑫日インド EPA

2007 年 1 月に交渉を開始し、2011 年 8 月 1 日に発効した。

インドは我が国からの輸出品の殆どに対して高関税を課していたことから、関税撤廃により、我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野では、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが可能となった。インドへの輸出における主要品目とその関税率（2011 年時）は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品は、発効後 10 年、鉄鋼製品は 5 年、織機は 10 年で撤廃となる。なお、発効後 10 年間で往復貿易額の約 94%の品目が関税撤廃されることとなる。

⑬日ペルー EPA

2009 年 4 月に開催された日ペルー首脳会談にて、日ペルー EPA 交渉開始が合意され、2009 年 5 月に交渉開始し、2012 年 3 月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び 2010 年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～発効後 10 年で関税撤廃、バイクについては発効後 9 年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後 10 年間で往復貿易額の 99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。

⑭日豪 EPA

2007 年 4 月より交渉を開始し、2015 年 1 月に発効した。

豪州は我が国にとってこれまでに締結した二国間 EPA のパートナーとしては 2 番目の貿易相手国・地域である。我が国から豪州への輸出額の 3 割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに 8 割を超

える水準になり、残りも発効後 8 年目までにはほぼ全てが関税撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野（MFN 税率 5%）では、豪州への完成車輸出額の約 75%が即時に関税撤廃され、残る完成車も、発効後 3 年目（2016 年 4 月）には関税が全て撤廃された。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

⑮日モンゴル EPA

2012 年 3 月に交渉を開始、2014 年 7 月に大筋合意に至り、2015 年 2 月に署名、2016 年 6 月に発効した。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴル EPA はモンゴルにとって初めての EPA/FTA となり、2010 年 11 月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなる。

⑯環太平洋パートナーシップ（TPP）（署名済）

我が国は、2010 年 11 月 9 日に「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）を閣議決定し、12 月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。その後、2011 年 11 月の総理の会見において、「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明され、翌 2012 年 1 月から TPP 交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2013 年 3 月 15 日には安倍総理が記者会見を行い、我が国として TPP 交渉に参加することを表明した。

同年 4 月に TPP 参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が 11 カ国から承認され、7 月 24 日に、日本はマレーシアで開催中の第 18 回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015 年 10 月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016 年 2 月 4 日に署名がなされた。

日本国内においては、TPP 協定及び関連法案は、平成 28 年 3 月 8 日に国会に提出され、平成 28 年 12 月 9 日に TPP 協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、平成 29 年 1 月 20 日、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、TPP 協定原署名国 12 か国の中で最も早く国内手続完了の通報

を行った。⁸

⑩環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) (署名済)

2017年1月に、米国トランプ大統領は前述のTPPから離脱することを参加各国に通知した。その後、3月には11か国がチリに集まり、閣僚会合を行った。閣僚会合では、11か国が今後も結束して対応することを確認する意味で共同声明を発出することとなり、その内容には、①TPPの戦略的・経済的意義を再確認したこと、②5月のAPEC貿易大臣会合の機会を利用して閣僚が再び会合を行う準備をするために、政府高官による会合を行い協議すること等が盛り込まれた。

共同声明を踏まえて事務レベルでの交渉を行った後に、5月のAPEC貿易大臣会合の機会に（ベトナム・ハノイ）において、TPP閣僚会合が開催された。閣僚会合では、①早期実現に向けた選択肢を検討すること、②そのために、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を政府高官に指示すること、③選択肢の検討は11月のAPEC首脳会合までに終了させること等が盛り込まれた共同声明が発出された。

7月に日本、8月豪州、9月・10月と日本で首席交渉官会合を開催し、精力的に議論を行った。

11月にはベトナム・ダナンにおいてTPP閣僚会合が開催された。9日の閣僚会合において、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成した。閣僚声明には①11か国によるTPP（以下TPP11）について合意に達したこと、②TPP11が、TPPの高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

翌2018年1月には、東京で首席交渉官会合が開かれ、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定するとともに、チリにおいて署名式を行うことで各国が合意した。

3月8日午後3時（現地時間）、チリ・サンティアゴにおいてTPP11協定の署名を実現。今後は国内手続きを進め、早期発効を目指す。

また、4月24日、メキシコ議会上院はTPP11協定を批准した。参加11か国で新協定を承認した最初の国となった。

(3) 我が国が交渉中のEPA/FTAについて

本項では、我が国が交渉中のEPA/FTAについて概説する。現在、日本は日EU・EPA、RCEP、日中韓FTAのいわゆる3つの「メガFTA」交渉を進めている。また、カナダ、コロンビア、トルコの3カ国と交渉中である（日韓EPA交渉は2015年2月時点で交渉中断中、日GCC・FTA交渉はGCC側の要請により交渉が延期されている）。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

①日EU・EPA（交渉妥結）

日本とEUは、世界の人口の約1割、貿易額の約4割（EU域内を除くと約2割）、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。

②東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（交渉中）

ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの16ヶ国の枠組みである東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意し、同年11月

⁸ なお、米国は、平成29年1月30日に、TPP協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP加盟国各国に対して発出した。

に ASEAN 関連首脳会合において RCEP 交渉の上げが宣言された。

2013年5月にブルネイで第1回交渉会合が開催されて以降、2017年12月までに20回の交渉会合と9回の閣僚会合(3回の中間会合を含む)が開催されている。2017年11月には、フィリピン・マニラにおいて、RCEP 首脳会議が開催された。会議後、首脳共同声明が発出され、①市場アクセス・ルール・協力を柱とした質の高い協定の妥結を目指すことを再確認し、②RCEP 交渉の妥結に向けて、2018年に一層努力することが閣僚及び事務方に指示された。現在、貿易交渉委員会(Trade negotiating Committee)に加え、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、競争、経済技術協力、法的制度的事項、電子商取引、貿易の技術的障害(STRACAP)、植物衛生検疫措置(SPS)、原産地規則、貿易円滑化・税関手続、金融、電気通信、中小企業、政府調達、貿易救済等、幅広い分野について交渉が行われている。

広域の経済連携である RCEP によって、複数の締約国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等の EPA 利用手続きを統一したりすることができれば、東アジア地域の高度なサプライチェーンを反映したルールづくりに資するものとなる。

③日中韓 FTA (交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三カ国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてますますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の 21.6%、5.7%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている(2016年、財務省貿易統計による)。

2003年から日中韓 FTA に関する民間共同研究が行われ、2009年には共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、日中韓 FTA 産学官共同研究を実施することが合意された。その後、2011年12月に3カ国による日中韓 FTA 産学官共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3カ国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致し、同年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓

FTA の交渉開始が宣言された。2013年3月の第1回交渉会合以降、2017年4月までに、12回の交渉会合が開催されている。

④その他の我が国の EPA/FTA 交渉

(a) 日カナダ EPA 交渉 (交渉中)

日カナダ EPA 交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催された後に、2012年3月の日加首脳会談において二国間 EPA の交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、最近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の 37.0% (2016年)、カナダから日本への輸出における有税品目は 33.2% (2016年)となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車(6.1%)、自動車部品(6~8.5%)、ギアボックス(6%)、タイヤ(7%)となっている。

(b) 日コロンビア EPA (交渉中)

2011年9月の日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、2015年8月から9月にかけて第13回交渉会合が開催された。また、2016年11月に行われた日・コロンビア首脳会談において、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

(c) 日トルコ EPA (交渉中)

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。その後共同研究を経て、2014年1月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合を開催、2018年2月までに計8回の交渉会合を開催した。

日トルコ EPA によって、韓国企業などの競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押しするとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしてのトルコの投資環

境関連制度の改善を図ることを目指す。

(d) 日 GCC・FTA (交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる湾岸協力理事会 (GCC) 諸国との FTA については、2006 年 3 月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、2006 年 9 月に交渉を開始し、2009 年 3 月までに 2 回の正式会合と 4 回の間合会合が実施された。しかし同年 7 月に、GCC 側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約 77% (2016 年) を占め、また我が国からの総輸出額も約 2.1 兆円に達する (2016 年) など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。なお、サウジアラビア、カタール、UAE、クウェートとは、それぞれ二国間の対話の場を設置し、関係の強化に努めている。

(e) 日韓 EPA (交渉中断)

日韓 EPA は、2003 年 12 月に交渉を開始したものの、2004 年 11 月以降事実上中断している。その後、2008 年の韓国大統領の就任を機に、日韓の両首脳間レベルで、交渉再開に向けた動きが見られるようになり、まず、2008 年から 2010 年にかけては実務者レベルでの協議が行われた。2011 年 10 月に総理と韓国大統領の間で行われた首脳会談では、交渉再開に必要な実務的作業を本格化させることで合意したが、現在まで交渉再開には至っていない。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にあり、アジアの経済を共に牽引する先進国同士である。韓国側は対日貿易赤字の是正等を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓 EPA は、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展に貢献するという意味で有効である。

日韓の貿易品目を見てみると、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の 63.3% を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は 26.5% にとどまっており、韓国が、日本から輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓 EPA により関税が削減された場合の、輸出拡大が期待

できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車 (5~10%)、化学工業製品 (1~20%)、一般機械 (3~13%)、電気機器 (3~13%) となっている (2015 年)。